

# 「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練」宮城県の魅力発信・復興伝承イベント業務 企画提案募集要領

本要領は、「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練」宮城県の魅力発信・復興伝承イベント業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 第1 募集事業

### 1 案件名

「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練」宮城県の魅力発信・復興伝承イベント業務

### 2 事業目的及び業務内容

別紙「第7回緊急消防援助隊全国合同訓練」宮城県の魅力発信・復興伝承イベント業務仕様書」のとおり

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年1月31日まで

### 4 事業費（委託上限額）

5,038,000円（消費税及び地方消費税額458,000円を含む。）

## 第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 3 本業務の募集開始から企画提案提出時までの間、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しないこと。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 9 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- 10 共同提案による参加も認めるが、その場合は、全参加事業者が上記（1）～（9）を満たさなければならない。また、宮城県は代表事業者とのみ委託契約を行い、その他の参加事業者は代表事業者との委託契約（宮城県との関係は再委託に該当）により業務を行うこと。  
なお、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表事業者の責任において行うものとする。

### 第3 スケジュール

	項目	年月日
1	企画提案募集開始	令和8年4月30日(木)
2	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年5月7日(木)午後5時
3	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年5月11日(月)
4	企画提案書の提出期限	令和8年5月20日(水)午後5時
5	選考結果の通知	令和8年5月下旬
6	契約締結	令和8年5月下旬

※ スケジュールは、発注者の都合により変更する場合があります。

### 第4 応募手続

#### 1 企画提案書作成等に関する質問

##### (1) 受付期限

令和8年5月7日(木)午後5時(必着)

##### (2) 質問の方法

質問書(様式第1号)に必要事項を記入の上、電子メールにて下記アドレス宛て送信すること。

宮城県復興・危機管理部消防課訓練班 syoubouk@pref.miyagi.lg.jp

##### (3) 回答について

質問に対する回答は、令和8年5月11日(月)までに宮城県復興・危機管理部消防課のホームページに掲載する。<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubou/>

なお、電話、口頭、及び受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

#### 2 企画提案書の提出

##### (1) 提出期限

令和8年5月20日(水)午後5時(必着)

##### (2) 提出方法

郵送又は持参

※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

##### (3) 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号) 1部

イ 応募要件に係る宣誓書(様式第3号) 1部

ウ 企画提案書(任意様式) 6部

エ 経費見積書(任意様式、押印不要) 6部

##### (4) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

###### ア 様式

A4判で作成することとし、片面印刷を原則とする。カラー・モノクロいずれも可とする。

###### イ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者職・氏名」、及び「連絡先」を記載すること。

## ウ 本文

本募集要領及び仕様書の内容を十分に踏まえた上で作成することとし、次の項目を最低限含めること。

- (ア) 会場レイアウト（強風対策を含む。）及びスタッフの配置について
- (イ) 飲食ブース出店者の募集及び調整に関する工夫点、及び出店者が想定を下回った場合の対策について
- (ウ) 飲食ブース出店に当たって課題となる事項、及び当該課題を解決するための対策について
- (エ) 観光PRブースの装飾デザイン及びレイアウト、運営方法について
- (オ) 広報について
- (カ) 本業務の運営体制及び実施スケジュールについて
- (キ) 類似業務の受託実績について

## エ 経費見積書

積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を明確に記載し、本業務の実施に必要な全ての経費について、消費税も含めて計上すること。

## オ 留意事項

- (ア) 提出された提案書等は、原則として提出後の差し替え、変更及び取消しは認めない。
  - (イ) 企画提案書の提出を取り下げる場合には、取下書（様式第4号）を提出すること。
  - (ウ) 取下書の提出があった場合、企画提案書等の再提出は認めない。
- (5) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 復興・危機管理部 消防課

## 第5 評価・選定方法

### 1 選定方法

宮城県が設置する選定委員会において、企画提案書の内容により審査し、各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、最高点を付けた選定委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、採点の結果、最高点を付けた選定委員数が最も多い提案者が2人以上いる場合は、各選定委員の評価点の合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

### 2 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみであった場合も審査を行い、各選定委員の評価点の平均が6割以上となった場合に当該提案者を業務委託候補者として選定する。また、提案者が業務を適切に実施できないと判断された場合又は提案者が無い場合は、再度提案者を募集する。

### 3 選定結果の通知

審査終了後、全ての提案者に書面にて結果を通知する。

なお、選定結果に関する質問及び異議は受け付けないものとする。

### 4 選定結果の公表

選定結果については、選定された業務委託候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。

## 第6 評価基準・配点

評価項目	評価基準	配点
企画力・目的適合性	● イベントの目的を十分に理解し、合致した企画になっている。	15点
会場レイアウトについて	● 来場者や出店者への適切な配慮がなされている。 ● 配置が工夫され、来場者の回遊性が図られている。 ● 天候、事故等のリスクに配慮し、安全管理が徹底されている。	20点
スタッフの配置について	● 業務目的を達成するために必要なスタッフを適切に配置している。 ● 会場内の安全確保に配慮された配置となっている。	10点
出店者の募集について	● 多様な事業者が参加できるよう工夫されている。 ● 出店者数が想定を下回った場合の適切な対策が講じられている。 ● 出店に当たっての課題を把握し、解決のための対策が講じられている。	20点
観光PRブースについて	● 地域の魅力が効果的に発信できる装飾デザイン等になっている。 ● 誘客促進を図るための工夫がなされている。	10点
広報について	● 最大限の事業効果をあげるための媒体や戦略が考えられている。	10点
運営体制について	● 業務実施に当たり、適切な人員・体制が確保されている。 ● 不測の事態が生じた場合でも業務が遂行できる体制になっている。	5点
実施スケジュールについて	● 実現性が高い適切なスケジュールが示されている。	5点
類似業務の実績について	● 類似業務の実績を有している。	5点
合 計		100点

## 第7 契約の締結

### 1 受注者の決定

選定した業務委託候補者と別途見積合せを行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約が締結できない場合は、次点の提案者を業務委託候補者として契約手続を行う。

### 2 契約書の作成

発注者と受注者で協議の上、契約書を作成する。

## 第8 留意事項

- 1 企画提案に当たっては、関係法令を遵守すること。
- 2 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- 3 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。
- 4 業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。
- 5 企画提案方式を公正に執行することが困難であると認められる場合は、本方式による実施を延期又は取り止める場合がある。
- 6 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非開示情報を除いて公開する。
- 7 この契約は、電子契約を選択することができる。